

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の 支給対象が追加されました

中建国保では、新型コロナウイルス感染症により労務に服することができない方に、従来の傷病手当金とは別枠で、新型コロナウイルス感染症に特化した傷病手当金を支給しています。

この度、新型コロナウイルス感染症が原因で労務に服することができない方が安心して療養等ができるよう、新たに支給対象を追加しました。

なお、新たに追加された支給対象は、下線で示したとおりです。

支給対象となる方

1. 法人及び個人事業所に雇用されている（法人事業所の代表も含む）組合員及び事業所に雇用されている家族被保険者
⇒ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けることができない方
2. 個人事業所の事業主及び一人親方
⇒ 次のいずれかに該当する方
 - ① 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、保険医療機関で療養の給付を受けている方
 - ② 新型コロナウイルス感染症に感染し、保健所等の指示により宿泊療養または自宅療養の対象となり、その療養のため労務に服することができない方
3. 全ての組合員（本人）
⇒ 同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことで濃厚接触者に該当し、保健所等の指示により健康観察（外出自粛）を要請され、労務に服することができない方

支給を受けるには、申請が必要です。なお、申請に必要な書類、支給内容等は上記 1. と 2. と 3. で異なります。

詳しくは所属の支部・出張所にお問い合わせ下さい。